

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和5年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
 警視庁警務部長
 警視庁交通部長
 警視庁警備部長
 警視庁地域部長
 警視庁公安部長
 警視庁刑事部長
 警視庁生活安全部長
 警視庁組織犯罪対策部長
 各道府県警察本部長
 (参考送付先)
 庁内各局部課長

殿

警察庁丁参企画発第40号、丁生企発第166号
 丁刑企発第21号、丁組企発第45号
 丁国捜発第519号、丁交企発第95号
 丁備企発第53号、丁外事発第59号
 令和4年3月25日
 警察庁長官官房参事官
 (国際・総合調整担当)
 警察庁生活安全局生活安全企画課長
 警察庁刑事局刑事企画課長
 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長
 警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官
 警察庁交通局交通企画課長
 警察庁警備局警備企画課長
 警察庁警備局外事情報部外事課長

ウクライナ避難民の受入れに伴う必要な通訳体制の確保等について(通達)
 先日のロシアによるウクライナへの侵略により、ウクライナから第三国に避難を余儀なくされた人々(以下「ウクライナ避難民」という。)の日本への受入れについては、本年3月18日、政府において「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」が開催され、政府が一体となって、必要な支援を行っていく方針が確認されたところである。

警察においても、来日したウクライナ避難民が安心して暮らせるよう支援していく必要がある。各位にあつては、下記の事項に留意の上、それぞれの都道府県の実情に応じて必要な通訳体制の確保等に努められたい。

記

1 通訳体制の確保

各都道府県におけるウクライナ避難民の受入れ状況に応じて、例えば、次のような取組により、相談時の対応を含めた必要な通訳体制の確保に努めること。

ア ロシア語の部外通訳人がウクライナ語に精通している例もあることから、そのような者に対し、ウクライナ語の部外通訳人としての登録申請を促すなど、ウクライナ語の部外通訳人としての適格性を有する人材を把握し、通訳体制の拡充に努めること。

イ 都道府県警察間のウクライナ語部外通訳人の相互紹介等、都道府県警察相互の協力を一層強化すること。

ウ 避難民本人が同意する場合には、英語やロシア語等の通訳人を活用すること。

2 各種警察活動の的確な実施

来日したウクライナ避難民に係る犯罪被害を防止するとともに、在日ウクライナ人コミュニティへの犯罪組織等の浸透の防止等を図るために、「在留外国人の安全の確保に向けた総合対策の推進について（通達）」（平成31年3月29日付け警察庁丙国捜発45号ほか）に基づき、各種警察活動の的確な実施に努めること。

また、その実施に当たっては、ウクライナ避難民が戦禍を逃れるために急遽の出国を迫られたなどの事情があることに配慮しつつ、上記1で確保したウクライナ語等の部外通訳人とも積極的に連携し、来日したウクライナ避難民が我が国の良好な治安を体感できるように十分配慮すること。